

令和8年度 長野市男女共同参画団体募集要項

この制度は、長野市勤労者女性会館しなのき（以下「しなのき」という。）の利用促進と男女共同参画社会の実現を図るため、長野市勤労者女性会館しなのき設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づき、男女共同参画社会の実現に寄与する市民団体に、活動の場及び情報の提供を行うことを目的とする。

1 要件

男女共同参画センターを拠点として男女共同参画社会の実現を図ることを目的の一つとして活動をしようとする団体で、次に掲げる要件のすべてを満たす団体

- (1) 規約又は会則により、その団体の目的、組織及び運営方法が明確に定められていること。
- (2) 構成員の過半数が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- (3) 団体活動を継続的に行っている団体又は行うことができる団体であること。
- (4) 特定の政党又は宗教を支援しないこと。
- (5) 営利を目的としない団体であること。

2 申請期間

令和8年3月9日（月）から随時

3 申請書類

- (1) 長野市男女共同参画団体登録申請書
- (2) 規約又は会則
- (3) 会員名簿（住所（在勤、在学の場合当該住所）は番地不要、電話番号は代表者のみ）
- (4) 年間事業計画書等の活動内容を示す資料

4 申請書提出先

長野市男女共同参画センター

5 支援内容

- (1) 勤労者女性会館しなのき施設利用料、設備利用料及び冷暖房費の免除（月3室以内）。
なお、子供室の利用も1室とし、ホールは対象外とする。
- (2) 高速印刷機（男女共同参画センター設置）の無料利用（用紙は除く。）
- (3) 男女共同参画センターによる団体実施の男女共同参画事業支援及び情報提供
- (4) しなのき情報コーナーを活用した団体活動の情報発信

6 男女共同参画に関する理解促進

- (1) 年間活動の中で、男女共同参画に関する事業を実施すること（2回以上）。
- (2) 市が実施する男女共同参画事業に積極的に参加すること。

7 登録期間

登録の有効期間は、登録決定の日から令和9年3月31日までとする。

8 変更手続

登録内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出ること。

9 登録の取消し

参画団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- (1) 参画団体が登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) その他登録を不相当と認めたとき。

10 活動報告書の提出

登録期間終了後20日以内に、その期間内の団体活動報告書の提出を行うこと。

【相談及び申請書提出先】

長野市男女共同参画センター（勤労者女性会館しなのき内）

〒380-0814 長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1

電話：026（237）8303

E-mail：danjo-center@shinanoki.org

【事業担当】

長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

男女共同参画担当

〒380-8512 長野市役所

電話：026（224）5428 FAX：026（224）7547

E-mail：jinken-danjo@city.nagano.lg.jp